告 示

埼玉県告示第八百十一号

項の規定により、次のとおり公表する。 正予算(第六号)を地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百十九条第二 埼玉県議会令和三年六月定例会において議決された令和三年度埼玉県一般会計補

令和三年七月六日

埼玉県知事 大 野 元 裕

令和3年度埼玉県一般会計補正予算(第6号)

令和3年度埼玉県一般会計の補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,104,986千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,319,502,807千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歲入歲出予算補正

歳 入 (単位 千円)

		項						補 正 前 の 額	補	正	額	計		
9 国	庫 支	出	金							453, 719, 694		12,	104, 986	465, 824, 680
				2	国	庫	補	助	金	333, 099, 901		12,	104, 986	345, 204, 887
	歳	入			合		計			2, 307, 397, 821		12,	104, 986	2, 319, 502, 807

歳 出

款 項 補正前の額 補 正 額 計 2 総 務 費 94, 553, 356 94, 676, 456 123, 100 2 企 費 画 7,609,651 123, 100 7, 732, 751 生 3 民 費 421, 510, 247 4, 542, 547 426, 052, 794 1 社 会 福 祉 費 309, 698, 594 4, 526, 814 314, 225, 408 3 生 活 保 護 費 12, 312, 872 12, 328, 605 15, 733 6 農 林 水 産業費 23, 535, 668 340, 783 23, 876, 451 1 農 業 費 8, 395, 445 328, 376 8, 723, 821 3 畜 業 産 費 1, 412, 779 12, 407 1, 425, 186 7 商 工 費 165, 526, 516 6, 903, 687 172, 430, 203 業 1 商 工 費 165, 218, 282 5, 993, 717 171, 211, 999 2 観 費 光 308, 234 909, 970 1, 218, 204 育 10 教 費 488, 025, 390 194, 869 488, 220, 259 4 高 等 学 校 費 100, 239, 306 186, 450 100, 425, 756 5 特別支援学校費 46, 985, 141 8,419 46, 993, 560 歳 出 合 計 2, 307, 397, 821 12, 104, 986 2, 319, 502, 807

(単位 千円)